

一般社団法人 日本性感染症学会 追悼文 掲載規定

第1条（対象）

追悼文を掲載する場合は名誉会員のみとする。

第2条（執筆依頼）

逝去された名誉会員の関係者へ学会から追悼文の執筆依頼はしない。

第3条（掲載可否）

逝去された名誉会員の関係者から「追悼文を掲載して欲しい」といった類いの依頼が発生した場合、掲載の可否についての検討を学会誌編集委員会にて対応する。

第4条（原稿）

- 関係者から提出された追悼文の原稿に「掲載するには不適切な内容が含まれていないか」を学会誌編集委員会がチェックをし、必要に応じて原稿に加除修正を行う可能性があることを原稿提出者から了承を得ることとする。
- 追悼文の原稿の受理は遺族から「追悼文を掲載することについての了承を得た」原稿に限る。（写真を掲載する場合は、写真掲載も含めて了承を得た原稿）
- 複数の執筆候補者が現れた場合は協議の上、1名または連名で1つの原稿で執筆してもらうこととする。

第5条（掲載媒体・掲載期間）

- 日本性感染症学会誌と学会ホームページに掲載する。
- 学会ホームページへの掲載期間は掲載日から1年間とする。

第6条（特別措置）

特別の事由によりこの追悼文 掲載規定で処理できない事項が発生した場合は、理事長、学会誌編集委員長、会則検討委員長、広報・ホームページ委員長の4者間の協議により決定するものとする。

第7条（追悼文 掲載規定の変更）

追悼文 掲載規定の変更は学会誌編集委員会、会則検討委員会、広報・ホームページ委員会での協議を経て理事会へ上申し、理事会の議を得て行う。

附則

この規則は2024（令和6）年6月7日から施行する。

2024（令和6）年6月7日施行